

令和4年6月3日
長崎県農産園芸課

農薬を販売される皆様へ

農薬を販売する場合は、「農薬取締法」に基づき以下の事項について、その遵守が義務付けられています。内容をご理解の上、農薬の適正な流通や危被害防止に努めてください。

1. 届出

1) 届出先

販売所の所在地により、その管轄する県機関長あて届け出てください。

営業所の所在地 (届出先の管轄区域)	届出先	取扱窓口
長崎市、諫早市、大村市、 西海市、長与町、時津町、 東彼杵町、川棚町、波佐見町	県央振興局長	県央振興局農林部農業企画課 〒854-0071 諫早市永昌東町25-8 TEL 0957-22-0389 (直通)
佐世保市、松浦市、平戸市、 小値賀町、佐々町	県北振興局長	県北振興局農林部農業企画課 〒859-6325 佐世保市吉井町大渡80 TEL 0956-41-2033 (直通)
島原市、雲仙市、南島原市	島原振興局長	島原振興局農林水産部農業企画課 〒855-0835 島原市西八幡町8509-2 TEL 0957-62-3610 (直通)
五島市、新上五島町	五島振興局長	五島振興局農林水産部農業振興普及課 〒853-8502 五島市福江町7-1 TEL 0959-72-5115 (直通)
壱岐市	壱岐振興局長	壱岐振興局農林水産部農業振興普及課 〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触678 TEL 0920-45-3038 (直通)
対馬市	対馬振興局長	対馬振興局農林水産部農業振興普及課 〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224 TEL 0920-52-4011 (直通)

2) 届出書類

(1) 新規の届出

- ①農薬販売届 (様式第1号) . . . 1部
- ②農薬販売届に係る添付資料 (様式第4号) . . . 1部

- ③法人の場合：登記簿謄本の写し（個人の場合は不要）・・・1部
- (2) 変更の届出（代表者氏名、住所等新規の届出の内容に変更が生じた場合）
 - ①農薬販売変更届（様式第2号）・・・1部
 - ②代表者、住所に変更があるとき
 - 法人の場合：登記簿謄本の写し（個人の場合は不要）・・・1部
 - 販売所が移転したとき
 - 販売所所在地略図（様式第4号に準じるもの）・・・1部
- (3) 廃止の届出（廃業及び販売所を廃止する場合）
 - 農薬販売廃止届（様式第3号）・・・1部
- (4) 農薬販売届を紛失する等し、内容確認を依頼したい場合
 - 農薬販売届出内容の確認依頼書（様式5号）・・・1部
 - 理由書（①提出日、②代表者及び代表者印、③内容確認を必要とする理由を記載したもの、任意様式で可）

3) 提出期限

- ①新規に販売を開始する場合：その開始の日までに提出。
- ②販売店を増設する場合：増設した日から2週間以内に提出。
- ③変更届、廃止届：変更等が生じた日から2週間以内に提出。

2. 帳簿の備え付け

- 1) 農薬の種類ごとに日別に譲受数量及び譲渡数量を記載（別紙1）して、少なくとも3年間保存してください。
- 2) 毒物及び劇物に相当する農薬を毒物劇物営業者以外の者に販売又は授与する場合は、毒物劇物の名称及び数量、販売等の年月日、譲受者の氏名、職業及び住所を記載し、印を押した書面の提出を受けなければいけません。また、その書類は販売等の日から5年間保存してください。

3. 販売農薬

農林水産大臣の登録を受けた農薬（容器又は包装に登録番号及び有効成分、使用方法等の登録内容が表示してある）及び特定農薬以外は販売してはいけません。
また、最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。

4. 虚偽の宣伝等の禁止

販売する農薬の有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしてはいけません。

5. 農薬の適正保管、管理

- 1) 農薬は、鍵のかかる場所等に適正に保管しましょう。
- 2) 毒物劇物に相当する農薬を貯蔵陳列する場所は、その構造上その他の物を貯蔵する場所と明確に区別され、毒物劇物専用の貯蔵又は陳列する場所であって、鍵のかかる設備とし、盗難又は紛失を防止する必要な措置を講じ、その貯蔵又は陳列場所に「医薬用外毒物」及び「医薬用外劇物」の表示をしなければいけません。
- 3) 防災上危険な農薬については、関係法令に基づいて区別して保管しましょう。

6. 販売窓口における助言

県が実施する農薬安全対策講習会を受講するなど、販売する農薬の特性や病害虫・雑草についての知識の習得に努め、農薬購入者の使用目的に応じた農薬を販売しましょう。

- 1) 農薬には作物残留など安全性の観点から使用方法（使用回数、使用時期、希釈倍数など）が決められているので、農薬の適正使用に関し十分に注意を喚起すること。
- 2) 農薬による事故は、使用者が適正な防護装備を怠ったり、保管管理が不良であったことに起因するものが大半であるので、使用者の適正装備、適正保管に関して適切な助言をすること。

7. 関係法令

農薬を販売するには、「農薬取締法」のほか、取り扱う農薬の性質によって、「毒物及び劇物取締法」、「消防法」等の関係法令のより届出（登録、許可）や規制などの遵守すべき事項が定められていますのでご注意ください。

詳しくは、下記の問い合わせ先へお尋ねください。

1) 農薬取締法

農薬登録制度、販売の規制、使用の規制、安全使用に関する規制、報告徴収及び立入検査について規定されています。（別紙：農薬取締法抜粋）

問い合わせ先：県農業経営課、各振興局農業企画（農業振興普及）課

2) 毒物及び劇物取締法

特定毒物、毒物（医薬用外毒物）、劇物（医薬用外劇物）に指定された農薬を販売する場合は、営業所ごとに「毒物又は劇物の販売業登録」を受けるとともに、「毒物及び劇物取扱責任者」（法資格）を設置しなければなりません。

問い合わせ先：県薬務行政室、各振興局保健部

3) 消防法

発火性、引火性の面から危険物に指定された農薬が対象になります。

指定数量以上の農薬を貯蔵又は取り扱う場合は、消防法に技術上の基準が定められており、市町村長等の許可が必要となります。

指定数量の1/5以上、指定数量未満の危険物である農薬を貯蔵又は取り扱う場合は、市町村火災予防条例により、消防本部（消防署）に届け出なければなりません。

問い合わせ先：消防本部（消防署）

別紙 1

「農薬販売帳簿」様式例

<p>農薬名 <u>アクテリック乳剤 500cc</u> <u>人畜毒性 普通物</u> <u>消防法 第2石油類、危険物等級Ⅲ</u></p>				
年月日	譲受数量(本)	譲渡数量(本)	残 量(本)	仕 入 先
〇〇.08.11	100		100	A 社
08.15		5	95	
08.29		25	70	
09.06	50		120	B 社
10.13		30	90	
10.21		10	80	
11.09		50	30	
△△.01.08	70		100	A 社
02.14		20	80	

【留意点】

1. 帳簿は農薬の種類別に作成してください。（同一成分の農薬でも有効成分含量、剤型、包装形態が異なれば、それぞれ帳簿を作成してください。）
2. 電算処理であっても、農薬種類ごとの譲受数量、譲渡数量を把握できるものでなければなりません。
3. 帳簿は少なくとも3年間保存してください。

農 薬 取 締 法 抜 粋

(目的)

第1条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(販売者の届出)

第17条 販売者（製造者又は輸入者に該当する者（専ら特定農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）を除く。第二十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第四項において同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、次に掲げる事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

- 1 氏名及び住所
- 2 当該販売所

2 前項の規定による届出は、新たに販売を開始する場合にあつてはその開始の日までに、販売所を増設し、又は廃止した場合にあつてはその増設又は廃止の日から二週間以内に、同項各号に掲げる事項に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた日から二週間以内に、これをしなければならない。

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第18条 販売者は、容器又は包装に第十六条（第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十四条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。（以下、略）

(帳簿)

第20条 製造者、輸入者及び販売者（専ら自己の使用のため農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産省令で定める者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、製造者及び輸入者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、販売者（製造者又は輸入者に該当する者を除く。第三十一条第二項において同じ。）にあつてはその譲受数量及び譲渡数量（水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量）を記載し、これを保存しなければならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)

第21条 製造者、輸入者（輸入の媒介を行う者を含む。）又は販売者は、その製造し、加工し、輸入（輸入の媒介を含む。）し、若しくは販売する農薬の有効成分の含有濃度若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は第三条第一項若しくは第三十四条第一項の登録を受けていない農薬について当該登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。

2 製造者又は輸入者は、その製造し、加工し、又は輸入する農薬について、その有効成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

(除草剤を農薬として使用することができない旨の表示)

第22条 除草剤（農薬以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を販売する者（以下「除草剤販売者」という。）は、除草剤を販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

2 除草剤販売者（除草剤の小売を業とする者に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなけ

ればならない。

(監督処分)

- 第 31 条 農林水産大臣は、製造者又は輸入者がこの法律の規定に違反したときは、これらの者に対し、農薬の販売を制限し、若しくは禁止し、又はその製造者若しくは輸入者に係る第三条第一項の規定による登録を取り消すことができる。
- 2 農林水産大臣は、販売者が第十八条第一項若しくは第二項、第十九条又は第二十一条第一項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。
- 3 (略)
- 4 都道府県知事は、販売者がこの法律の規定（第十八条第一項及び第二項、第十九条並びに第二十一条第一項の規定を除く。）に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。農林水産大臣は、販売者が第 9 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 10 条の 2 第 1 項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

農 薬 取 締 法 施 行 規 則 抜 粋

(販売者の届出様式)

- 第 15 条 法第 17 条第 1 項の規定による届出は、別記様式第 13 号による届出書を提出してしなければならない。

(製造者等による帳簿の保存)

- 第 16 条 法第 20 条の農林水産省令で定める者は、試験研究の目的で農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者とする。
- 2 法第 20 条の帳簿は、法第二十条の帳簿は、最終の記載の日から三年間保存しなければならない。

(除草剤の表示の方法)

- 第 17 条 法第 22 条第 1 項の規定による表示は、次のいずれにも該当する方法によりしなければならない。
- 1 容器若しくは包装に除草剤を農薬として使用することができない旨を印刷し、又はその旨を印刷した票箋を貼り付けること。
 - 2 表示に用いる文字が容器の容量又は包装の寸法に応じ、明瞭に判読できる大きさ及び書体であること。
 - 3 表示に用いる文字の色が容器若しくは包装又は票箋の色と比較して鮮明でその文字が明瞭に判読できること。
- 2 法第 22 条第 2 項の規定による表示は、次のいずれにも該当する方法によりしなければならない。
- 1 表示に用いる文字が明瞭に判読できる大きさ及び書体であること。
 - 2 表示に用いる文字の色が背景の色と比較して鮮明でその文字が明瞭に判読できること。